

第79号議案

尾張旭市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
尾張旭市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年12月9日提出

尾張旭市長 柴 田 浩

提案理由

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の給料月額及び期末手当の支給月数を改定するため必要があるからである。

尾張旭市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第1条 尾張旭市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和53年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額とする。 3 (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額とする。 3 (略)

第2条 尾張旭市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前		改 正 後	
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額とする。 3 (略) 別表（第3条関係） (単位 円)		(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額とする。 3 (略) 別表（第3条関係） (単位 円)	
職名	給料月額	職名	給料月額

市長	<u>986,000</u>	市長	<u>997,000</u>
副市長	<u>790,000</u>	副市長	<u>799,000</u>
教育長	<u>709,000</u>	教育長	<u>717,000</u>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の尾張旭市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の尾張旭市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。